（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行令の一部改正）

第十八条　心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行令（平成十六年政令第三百十号）の一部を次のように改正する。

第六条中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に、「第二十一条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

（国家公務員退職手当法施行令の一部改正）

第十九条　国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第百六号を次のように改める。

百六　医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十七号）第二十九条の規定による改正前の社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）第一条の社会保険診療報酬支払基金を含む。）

第九条の四に次の一号を加える。

百四十六　医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令の一部改正）

第二十条　国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令（昭和三十七年政令第三百九十三号）の一部を次のように改正する。

本則中「公法人は」の下に「、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」を加え、「、社会保険診療報酬支払基金」を削る。

（独立行政法人等登記令の一部改正）

第二十一条　独立行政法人等登記令（昭和三十九年政令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

別表沖縄振興開発金融公庫の項の前に次のように加える。

医療情報基盤・診療報酬審査支払機構	医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和二十三年法律第百二十九号）	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め

別表社会保険診療報酬支払基金の項を削る。

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令の一部改正）

第二十二条　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第三号中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に、「第十五条第二項」を「第十八条第二項」に、「第五十三条第三項」を「第八十条の四第一項」に改め、「）においてその例による場合を含む。）」と」の下に「、同項第二号中「第五十三条第三項」とあるのは「第八十条の四第一項（中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例による場合を含む。）」と」を加え、「同項第二号」を「同項第三号」に改め、「、同項第五号中「第八十条の四第一項」とあるのは「第八十条の四第一項（中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例による場合を含む。）」と」を削る。

（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令の一部改正）

第二十三条　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「法人は」の下に「、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」を加え、「、社会保険診療報酬支払基金」を削る。

（厚生労働省組織令の一部改正）

第二十四条　厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第十六条第十六号中「こと（」の下に「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構の行う業務に係る情報化に関することを含み、」を加える。

第三十三条第八号、第四十三条第三号、第百十四条第六号、第百十七条第八号及び第百十九条第三号中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

第百二十条第五号を次のように改める。

五　医療情報基盤・診療報酬審査支払機構の行う業務に関すること（流行初期医療確保措置関係業務、特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務及び介護保険法第百六十条第三項に規定する介護保険関係業務並びに政策統括官並びに高齢者医療課及び医療課の所掌に属するものを除く。）。

第百二十一条第二号中「医療介護総合確保法」を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）」に、「連合会連結情報提供業務、連合会電子処方箋管理業務及び連合会電子診療録等情報管理業務」を「連結情報提供業務、電子処方箋管理業務及び電子診療録等情報管理業務」に改める。

第百二十一条の二第七号及び第百二十二条第五号中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

附則第五条を次のように改める。

第五条　削除

第二章　経過措置

（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十五条　医療法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の際現に改正法第五条の規定による改正前の地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二十五条第一項に規定する医療機関等情報化補助業務、支払基金連結情報提供業務、支払基金電子処方箋管理業務及び支払基金電子診療録等情報管理業務に関し同法第二十七条の厚生労働大臣の認可を受けている予算及び事業計画は、それぞれ、改正法第二十九条の規定による改正後の医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和二十三年法律第百二十九号）第三十三条第一項の厚生労働大臣の認可を受けた収支予算及び事業計画とみなす。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、改正法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（令和八年十月一日）から施行する。

（前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　改正法附則第一条第五号に掲げる規定の施行前に改正法第十一条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。次項において「改正前高確法」という。）第百四十七条第一項の規定により社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）が発行した第五条の規定による改正前の前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第二十八条に規定する基金高齢者医療制度債券は、第五条の規定による改正後の前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第三十五条及び第三十六条の規定の適用については、改正法第十一条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律（次項において「改正後高確法」という。）第百四十七条第一項の規定により医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（以下「機構」という。）が発行した同令第二十八条に規定する機構高齢者医療制度債券とみなす。